

教児安第171号

令和5年5月19日

各県立学校長 様

教 育 長

児童・生徒に対する自転車乗用車用ヘルメット着用の指導について（依頼）

標記については、令和5年2月27日付け教職第1057号・教児安第834号「改正道路交通法の施行及び自転車乗用車用ヘルメット着用の促進について（通知）」等の通知において、道路交通法の改正を踏まえ、自転車乗用車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）着用の重要性を周知・啓発し、ヘルメット着用を推進するよう依頼したところです。

このたび、令和5年4月26日付け交総発第173号「児童・生徒に対する自転車乗用車用ヘルメット着用の指導について（依頼）」により千葉県警察本部長から別添写しのとおり、改めて依頼がありました。

同通知に添付された資料「高校生の自転車事故の特徴等について」の職業別年齢別自転車乗車中死傷者数（令和4年）にあるとおり、他の年代と比べ高校生の死傷者数が突出しています。さらに、千葉県警察本部の統計資料によると、令和4年中に千葉県内で発生した高校生の交通事故による死傷者598人のうち、自転車利用時による死傷者は417人と全体の約70%を占めており、その中には、県立高等学校の生徒が、自転車乗車時に自動車との事故に遭い、亡くなった事故も含まれています。

交通事故から児童生徒の命を守るため、道路交通法が改正された趣旨を確認し、別添資料を活用するなど具体的に指導するとともに、学校の実情に合わせ、ヘルメットの着用について、通学時の自転車使用の許可条件に追加するなど、積極的な取組を推進するようお願いいたします。

担 当
教育振興部 児童生徒安全課
主幹 土屋 敦
電話 043（223）4091

教児安第171号

令和5年5月19日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長

(公印省略)

児童・生徒に対する自転車乗用車用ヘルメット着用の指導について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり県立学校長宛てに依頼しました。

つきましては、貴管下の学校等に対し、同様の事案の参考にさせていただくよう周知をお願いいたします。

担 当

千葉県教育庁教育振興部

児童生徒安全課 主幹 土屋 敦

電話 043(223)4091



教児安第171号

令和5年5月19日

各県立学校長 様

教 育 長

児童・生徒に対する自転車乗車用ヘルメット着用の指導について（依頼）

標記については、令和5年2月27日付け教職第1057号・教児安第834号「改正道路交通法の施行及び自転車乗車用ヘルメット着用の促進について（通知）」等の通知において、道路交通法の改正を踏まえ、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）着用の重要性を周知・啓発し、ヘルメット着用を推進するよう依頼したところです。

このたび、令和5年4月26日付け交総発第173号「児童・生徒に対する自転車乗車用ヘルメット着用の指導について（依頼）」により千葉県警察本部長から別添写しのとおり、改めて依頼がありました。

同通知に添付された資料「高校生の自転車事故の特徴等について」の職業別年齢別自転車乗車中死傷者数（令和4年）にあるとおり、他の年代と比べ高校生の死傷者数が突出しています。さらに、千葉県警察本部の統計資料によると、令和4年中に千葉県内で発生した高校生の交通事故による死傷者598人のうち、自転車利用時による死傷者は417人と全体の約70%を占めており、その中には、県立高等学校の生徒が、自転車乗車時に自動車との事故に遭い、亡くなった事故も含まれています。

交通事故から児童生徒の命を守るため、道路交通法が改正された趣旨を確認し、別添資料を活用するなど具体的に指導するとともに、学校の実情に合わせ、ヘルメットの着用について、通学時の自転車使用の許可条件に追加するなど、積極的な取組を推進するようお願いいたします。

担 当
教育振興部 児童生徒安全課
主幹 土屋 敦
電話 043（223）4091



交総発第173号  
令和5年4月26日

千葉県教育庁教育長 様

千葉県警察本部長



児童・生徒に対する自転車乗車用ヘルメット着用の指導について（依頼）  
時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職におかれましては、平素から交通安全活動を始め警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年中の児童・生徒の関係する交通事故の発生状況については、特に自転車事故における死傷者数を見ますと、小学生は182人、中学生は189人、高校生は417人と、高校生の自転車乗用中の事故が突出して多い状況であり、乗車用ヘルメットを着用していれば重大な結果とならなかった事例も見受けられました。

そのような中、道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務となりました。貴職により、日頃から御指導をいただいているとともに、県警においても各種取組を推進しているところですが、自転車事故発生時における被害軽減に効果のあるヘルメットの着用率については、いまだ低い状況にあり、児童・生徒等の大切な命を守るためには、自転車乗用時におけるヘルメットの着用を促進することが必要であると考えております。

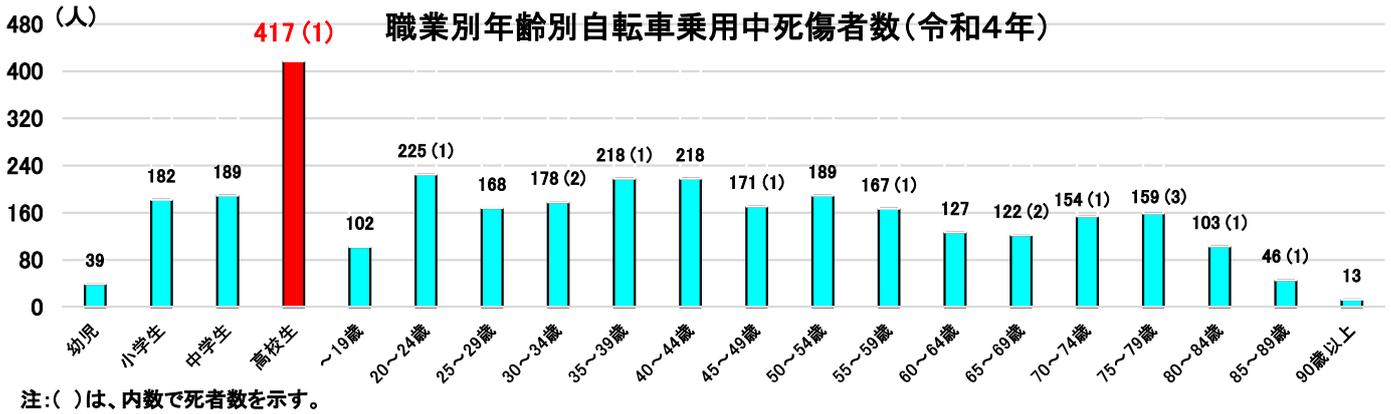
つきましては、特に自転車事故発生件数の多い高校生の自転車事故の特徴等に関する資料を別添のとおり作成しましたので、同資料を御活用していただくなどして、自転車乗用時における乗車用ヘルメットの着用促進に対する継続的な指導を行うこと、通学時等における乗車用ヘルメットの着用を校則に盛り込むことなどについて御配慮いただきますようお願い申し上げます。

【本件担当】

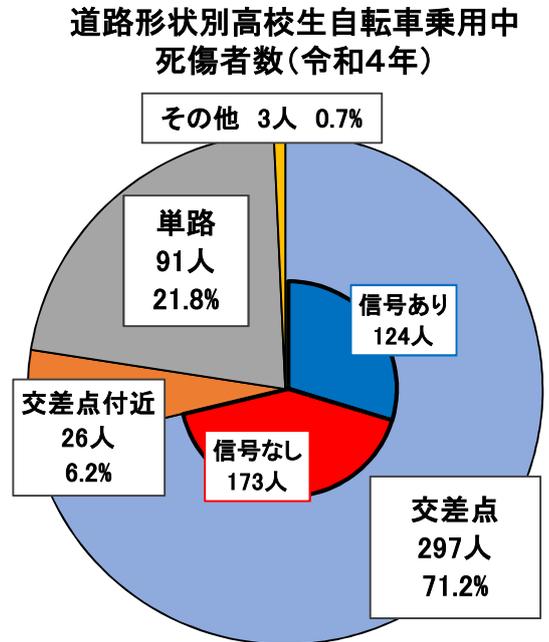
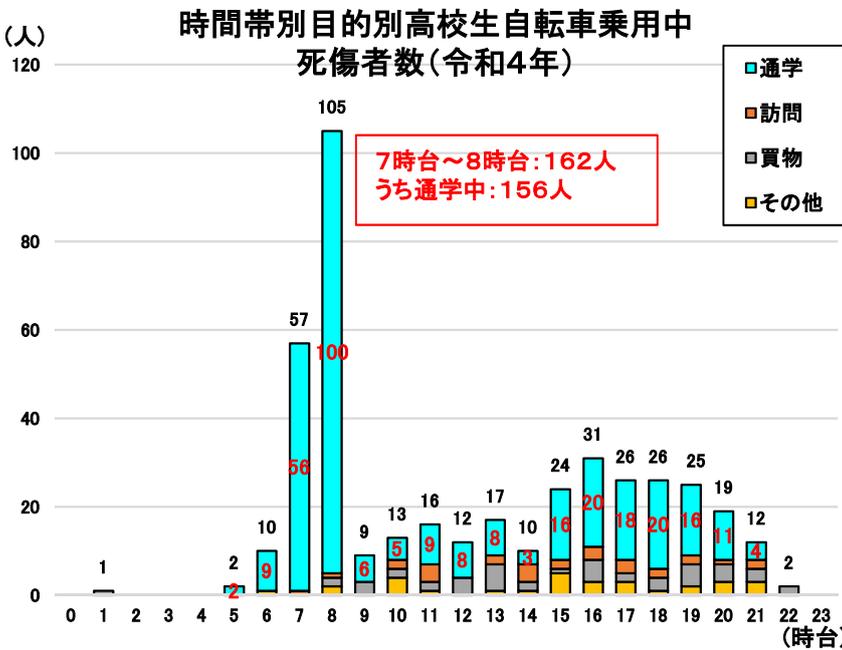
千葉県警察本部交通部交通総務課安全教育補佐  
043-201-0110（内線：5051）



# 高校生の自転車事故の特徴等について

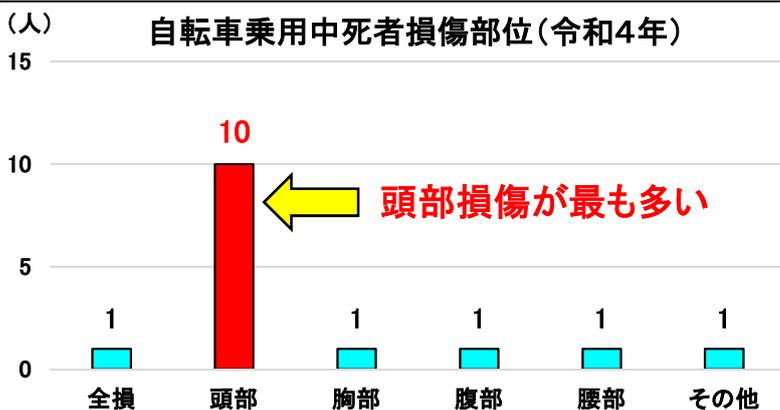


上のグラフは、令和4年中に千葉県内において、自転車乗用中の交通事故により死傷した人を年齢別に表したものです。  
このグラフから分かるとおり、**高校生の死傷者数が突出**しています。



時間帯では、朝と夕方の通学時が多く、特に朝7時台から8時台の間に集中しています。また、道路の形状別では**交差点が約7割**を占めており、中でも信号機のない交差点で多発しています。

**交差点では、速度を抑えて必ず安全確認！一時停止場所は必ず止まる！**



自転車乗用中の交通事故で亡くなった方の、15人中10人(約7割)が**頭部に致命傷**を負っています。交通事故の被害を軽減するためにも、**ヘルメットの着用を忘れないで！**

注:損傷部位については、全年齢による統計となります。